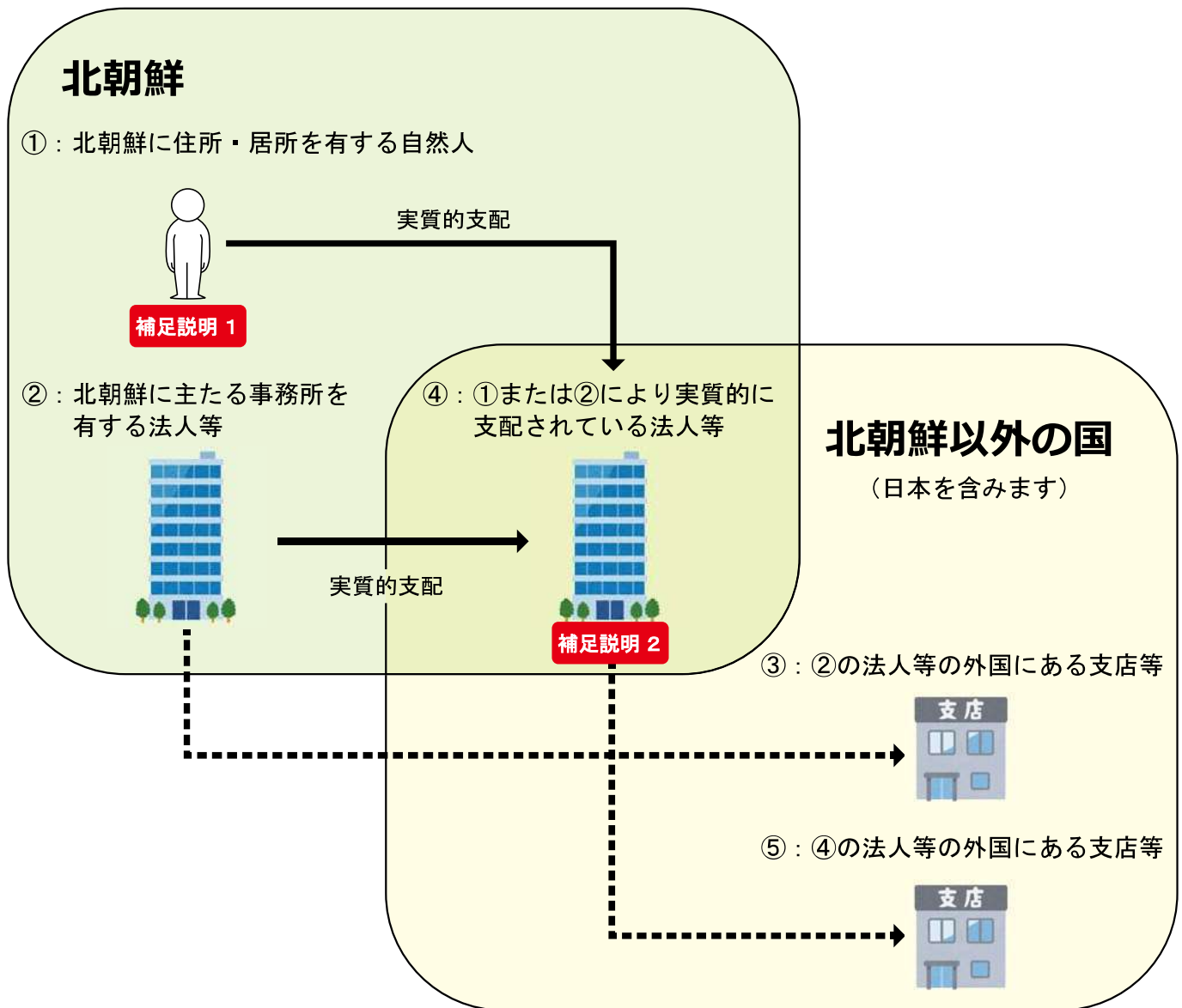


北朝鮮に対する支払の原則禁止措置に関する確認について

いつも西日本シティ銀行をご利用いただきありがとうございます。

弊行では、外国送金取引にあたり、2016年2月26日付「外国為替及び外国貿易法に基づき北朝鮮向けの支払を原則禁止とする措置について」に基づき、北朝鮮関連の送金受取人に対する送金でないことを確認させていただいております。

つきましては、ご依頼される外国送金が、北朝鮮に関わるものでないことをご確認いただいた上で、ご依頼いただきますようお願い申し上げます。



補足説明 1

①：北朝鮮に住所・居所(以下「住所等」)を有する自然人

- 国籍に関係なく、受取人が北朝鮮に住所等を有する場合に規制対象となります
- 北朝鮮に住所等を有する「外国政府の外交官等」「国際機関職員」も規制の対象となります

補足説明 2

④：①または②により実質的に支配されている法人等

- 「実質的に支配されている」とは、以下のいわゆる「50%ルール」などが該当します
 - ・北朝鮮に住所等を有する自然人が「役員の過半数」を占める法人等
 - ・北朝鮮に主たる事務所を有する法人・その他の団体等が「株式の50%以上」を保有する法人等